

大槌町いじめ防止基本方針

平成27年3月17日制定

平成30年2月一部改定

大槌町教育委員会

〇はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本町においては、9年間で計画的・継続的に学ぶことができ、学びの安心を保障する『小中一貫教育校』の開校(H27年度)、「地域への愛着を育む学び」「生き方・進路指導を充実させる力を育む学び」「防災教育を中心とした学び」を3本の柱とする『ふるさと科』の新設(H26年度)、地域で子供が育つ教育機能の再生と充実を目指して『地域コミュニティ・スクール』の設置(H27年度)など、震災後、子供たちの健全な育成のため様々な取組が行われている。また、その取組はもちろにいじめを防止することへもつながるものである。

しかし、全国的に見て、学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」という意識をもち、児童生徒との信頼関係に基づいて、学校・保護者・地域など、町民が連携し、いじめ問題を克服することを目指さなければならない。

そこで、本町では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大槌町いじめ防止基本方針」（以下「大槌町基本方針」という。）を策定し、すべての子供の健全育成及びいじめのない社会の実現をめざす。

なお、本方針は、H29年に行われた「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受けて、H30に内容の一部を改定した（以下太字・下線部分）。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条」

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - * 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - * 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - * 金品をたかられる
 - * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - * パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする 等

(2)いじめの防止

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりをするために、学校・保護者・地域など、町民が役割を自覚し、一体となった継続的な取組が必要である。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは最も身近で深刻な人権侵害行為で、決して許されない。」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合える人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

更に、児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努めなければならない。

(3)いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり

するなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候にも留意し、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが必要である。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を行う必要がある。

このために、教職員はいじめを的確に把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、組織的な対応を可能とする体制を整えておく必要がある。

また、いじめの問題には様々な態様があることを考慮し、教育相談や生徒指導により解決すべき問題か、警察等関係機関と連携すべき問題か、法で規定する重大事態であるのかを的確に判断して対処することが求められる。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校運営協議会(H27開設)、地域学校支援本部(H27開設)等で、協議する機会を設け、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、生徒指導推進協議会、少年非行防止推進委員会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素から情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図り、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

2 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 大槌町教育委員会における施策

①互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きる豊かな心と感性の醸成を育むために、全教育活動を通じた道徳教育やふるさと教育の充実を図る。

ア 道徳教育の年間計画に基づく指導

イ 人との関わりを大切にするふるさと科の充実

ウ 地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)の推進

②いじめの早期発見及び実態把握のための定期的な調査等を年間指導計画に基づいて実施する。

ア 児童・生徒アンケートの実施(12月)

イ 定期的にいじめアンケートを実施する。

③児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

ア S C、S S Wの配置

- イ 各学校における相談の受入体制の整備及び町への報告・連絡体制等の確立
- ④インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処するために必要な措置を講ずる。
 - ア 民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努める。
 - イ 情報モラル指導の充実のための指導資料等を提供する。
 - ウ 他市町委員会との情報共有と連携を図る。
- ⑤いじめの防止やいじめ問題に関する課題解決に資するための研修を実施する。
 - ア 町生徒指導研修会の実施
 - (組織) 生徒指導主事(小・中学校、高等学校)、教育委員会、役場福祉課、児童相談所、警察、保護者、地域の代表、幼保の代表
 - イ 町生徒指導推進協議会や釜石・大槌地区生徒指導連絡協議会等の活用
- ⑥児童生徒が主体的に行ういじめ防止に資する活動への支援や、児童生徒、保護者、教職員等の意識啓発について必要な措置を講ずる。
 - ア 各中学校区の生徒会の交流
 - イ 人権教育の充実
 - ウ PTA組織、学校運営協議会、地域学校支援本部との連携
- ⑦その他
 - ア 「大槌町いじめ対策委員会」の開催における費用及びその他の関連事業に対しては、必要となる財政上の措置及びその他の措置を講ずる。

(2) 学校における取組

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国又は県の基本方針及び大槌町いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。(第13条) なお、学校において定めた基本的な方針については、各学校の生徒指導の全体的な計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように内容について必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② 校内組織(「いじめ対策協議会(仮称)」等)の設置

学校は、複数の教職員、その他必要に応じて専門的な知識を有する外部専門家等より構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。(第22条)

※ 設置においては、以下の事項について留意する。

・構成員は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭など複数の教職員とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラー(心の教室相談員、学校派遣相談員)、学校評議員、保護者代表、警察官経験者などの中から、教職員以外の外部専門家等を加える。

・児童生徒や保護者、地域住民等が、相談や通報ができる「いじめの相談窓口」等を設置するなど、いじめの情報の収集における方策とともに、情報の把握や共有方法と支援体制の具体について示す。

・各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割を果たす。

③学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針には、「いじめに対する基本的な方針」を基に、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」を主な項目として、「保護者や地域との連携」、「関係諸機関との連携」等について、各校の実情に応じて明示する。

※「学校いじめ防止基本方針」は、次の項目を設定し別紙様式を基に作成する。
なお、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」については、以下に示す事項等に留意し作成する。

ア 「いじめの防止」について

- (ア) いじめ防止に関わる組織・体制づくりと校内研修の充実
- (イ) 自己有用感や自己肯定感を育てる「わかる授業」の実践
- (ウ) 道徳教育やふるさと科の充実
- (エ) 小中一貫の交流を生かした好ましい人間関係の形成

イ 「早期発見」について

- (ア) 複数教員による複眼的な児童・生徒の観察
- (イ) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- (ウ) 生徒や保護者からの相談が日常的に受けられる相談体制の確立
(教員・SC・SSW)

ウ 「いじめに対する措置」について

- (ア) 組織的な情報の共有及び関係諸機関への迅速な報告等の体制の確立
- (イ) いじめ被害児童生徒又はその保護者への支援及び加害児童生徒等への対応
- (ウ) 児童生徒、保護者等への働きかけ等の具体的方策の確立
- (エ) インターネット上のいじめに対する対策

④学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「少年非行防止推進委員会」等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。また、いじめの予防・早期発見についての取組について学校評価を実施する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、学校は速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会に報告する。教育委員会は、町長に報告する。

重大事態（第28条第1項第1号、第2号）

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②調査の主体、組織、方法等

調査は、「大槌町いじめ対策委員会」又は学校の「いじめ対策協議会」が行う。調査の主体については、教育委員会が判断する。いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

③調査結果の報告及び提供

調査結果については、速やかに町長に報告する。また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、いじめを受けた児童生徒又は保護者に対して、プライバシーの保護に十分配慮し、適時、適切に提供する。

調査結果の提供

- ・関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導方法等について
- ・重大事態に至った要因、経過、学校の対応等について

(2)調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

①再調査

ア 町長が、重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会または学校による調査について調査する。

②調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた子供及びその保護者に対し情報を適切に提供する。
- イ 調査結果を議会に報告する。
- ウ 調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

③調査結果等の取扱い

- ア 関係する児童生徒及びその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用
- イ 同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校及び各学校の指導の改善に活用する。